

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

石川町の人口の推移を国勢調査の実施年度で見ると、平成2年頃までは2万1千人から2万2千人程度の人口を維持していたが、平成7年調査からは人口減少が急激に加速し、平成27年調査では、1万6千人を下回った。この結果、平成2年には21,534人だった人口が平成27年には15,880人となり、減少率が26.2%と過疎地域自立促進特別措置法の定める基準を上回り、平成29年4月1日には過疎地域として指定されるに至っている。少子高齢化の進行も深刻で、平成12年と令和2年を比較すると、高齢者人口（65歳以上）は21.7%増加し、生産年齢人口（15歳～64歳）のうち特に若年者人口（15歳～29歳）においては50.0%の減少という極めて厳しい減少率を示している。こうした中、若年者の町外への流出や働き方改革への対応等今後ますますの労働力不足が懸念されているところである。

本町は、福島県中地域南部の首都圏域から200km圏内に位置し、近接する福島空港、東北新幹線、東北自動車道、磐越自動車道、福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）により、利便性の高い交通ネットワークが形成されている。町内には、国道118号とJR水郡線が南北に走り、あぶくま高原道路石川母畑インターチェンジの利用により福島空港へは約10分の距離となっている。こうした恵まれた立地条件を背景に、西部工業団地、鳥内工業団地等に誘致企業が進出しているほか、町内各地に中小企業が立地している。

基幹産業として振興を図ってきた農業を中心とした第一次産業においては、就業人口比率はもとより実数でも減少を続けている。増加傾向で推移してきた第二次産業の就業人口比率においても、平成7年以降は減少に転じている。第3次産業就業人口比率は一貫して増加しているものの、実数では減少傾向にある。

産業別の付加価値額においては、製造業が最も高いものの全体の23.7%にとどまり、次いで卸売業・小売業（23.1%）、医療・福祉（11.9%）、建設業（10.1%）の順で続いている（平成28年経済センサスー活動調査）。

地域経済を支える町内中小企業者においても、人口減少とともにものづくりを支える人材を確保することが難しくなっている。また、各事業者が所有する設備の老朽化が生産性向上への足枷となっている。

(2) 目標

石川町内の中小企業者が、国内外の厳しい競争に勝ち残っていくため、早急に老朽化した設備の更新を進め、今後成長が見込まれる分野への進出を促し、各事業者の強みや地域資源を生かした製品開発の取組を支援していくことが必要である。そのため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、事業環境の改善や事業承継

の促進による地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するため、本計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

人口減少社会においても、地域経済を持続的に成長させるため、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上すること。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、製造業、小売業、建設業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小事業者が立地する地域については、5 社が操業する西部工業団地を除いて、集約は図られておらず、古くから操業する事業者が町内各地域に点在している状況にある。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の区域は石川町内の全域とする。

(2) 対象業種・事業

平成 24 年に事業規模が大きかった輸送用機械器具製造の大手企業が撤退してから偏在がなくなった本町の産業は、製造業、小売業、建設業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品・新技術の開発、生産効率や品質の向上、IT の更なる活用による業務効率化、省エネの推進など多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率 3%以上向上に資すると見込まれる事業の全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 6 月 20 日～令和 7 年 6 月 19 日の 2 年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。